

- 問題 1. MTCR の規制は、輸出令別表第 1 の 4 の項及び外為令別表の 4 の項に反映されている。
- 問題 2. リスト規制に該当する貨物の輸出関連文書は、文書を作成した日から起算して、全て 7 年間保管する必要がある。
- 問題 3. 役務取引許可においても貨物と同様に、許可不要となる少額特例がある。
- 問題 4. 外為法第 25 条第 1 項中の政令は、外国為替令である。
- 問題 5. 「輸出貿易管理令別表第 1 及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令」（貨物等省令）は、経済産業省令である。
- 問題 6. 本邦にある貿易会社 X は、国内にあるメーカー Y より、製品 α を購入し、該非判定書を手に入れたところ、リスト規制非該当と記載があったので、再チェックすることなく、輸出した。輸出後、メーカー Y から、製品 α は、輸出令別表第 1 の 2 の項に該当することが判明したと連絡があった。この場合、外為法違反に問われるのは、メーカー Y であって、貿易会社 X は、外為法違反に問われることはない。
- 問題 7. 輸出令別表第 1 とこれに基づく貨物等省令で規定されている用語には、運用通達の解釈で、一般用語と異なった意味で定義されている場合があるので、該非判定では注意する必要がある。
- 問題 8. 東京にあるメーカー X は、横須賀にある在日米軍基地に輸出令別表第 1 の 3 の項（2）に該当するバルブ（10 セット）を納品する予定である。この場合、輸出にはあたらないので、輸出許可は不要である。
- 問題 9. 輸出令第 5 条第 1 項により、税関は、経済産業大臣の指示に従い、外国や非居住者に技術を提供しようとする居住者が役務取引許可を受けていること、若しくは役務取引許可を受けることを要しないことを確認しなければならないと規定している。

- 問題 10. 輸出令別表第 1 の 6 の項 (1) に該当する軸受 (総価額 90 万円) をインドにあるメーカーに輸出する場合、総価額が 100 万円以下であれば、少額特例が適用できるので、需要者や用途を確認する必要はない。なお、輸出令別表第 1 の 6 の項には、告示貨物はない。
- 問題 11. 東京にある医薬品メーカー X は、輸出令別表第 1 の 3 の 2 の項 (1) に該当する毒素を基礎科学分野の研究活動のため、米国の公的研究機関 Y に輸出する予定である。この場合、輸出許可は必要である。
- 問題 12. リスト規制に該当する貨物であっても、平和用途に使われることが明確な輸出の場合、輸出許可は不要である。
- 問題 13. 海外の子会社に輸出令別表第 1 の 3 の項 (2) に該当する部分品を無償で送ることになった。子会社であり、無償なので輸出許可は不要である。
- 問題 14. 東京にあるメーカー X は、タイの警察から、輸出令別表第 1 の 9 の項 (7) に該当する暗号通信装置 5 台を総額 900 万円で受注した。用途は、治安維持のために用いられるものであることがわかっているが、この場合、メーカー X は、取得している特別一般包括輸出・役務 (使用に係るプログラム) 取引許可を用いて直ちに輸出することができる。
- 問題 15. 通常兵器キャッチオール規制は、ワッセナー・アレンジメント (WA) の合意に基づいて、実施されている。
- 問題 16. 新聞、書籍、雑誌、カタログにより、既に不特定多数の者に対して公開されている技術を海外のメーカーに提供する場合、役務取引許可は不要である。
- 問題 17. 本邦のメーカーが、東京にある外国の大使館に輸出令別表第 1 の 9 の項に該当する貨物を納めることは輸出ではないので輸出許可は不要であるが、外為令別表の 9 の項に該当するプログラムを提供する場合は、外国大使館は非居住者にあたるので、役務取引許可が必要である。

- 問題 18. 東京にあるメーカーXは、自社のイントラネット（組織内におけるプライベートネットワークのこと）を来月から海外子会社に開放する予定である。イントラネット内には、自社で開発した外為令別表の5の項に該当する製造技術が多数あるが、イントラネット用のサーバー自体は、日本国内に設置されているので、メーカーXが、海外子会社にイントラネットを開放する場合、役務取引許可は不要である。
- 問題 19. 輸出令別表第1の16の項に該当する貨物は、輸出令別表第1の1から15の項に該当しない。
- 問題 20. 本邦にあるメーカーXが、輸出令別表第1の16の項に該当する合金を米国のメーカーYに輸出する際、用途は大陸間弾道ミサイルの製造に使用すると連絡を受けた。この場合、メーカーXは、大量破壊兵器キャッチオール規制に基づく輸出許可申請が必要である。
- 問題 21. 外為法等遵守事項では、輸出管理体制の最高責任者は、組織を代表する者とされている。
- 問題 22. 本邦にある企業が外国ユーザーリストに掲載されている企業・団体に輸出令別表第1の16の項に該当する貨物を輸出する場合、たとえ民生用途であることが明確であっても、大量破壊兵器製造の懸念があるので輸出許可申請が必要である。
- 問題 23. 横浜にあるメーカーXは、ベトナム向けに特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用可能なリスト規制該当貨物を輸出するにあたり、通常兵器の製造に使用される疑いがあったので、経済産業省へ届け出た。その翌日、経済産業省から当該輸出について異議がない旨の連絡があった場合、メーカーXは、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用して、当該貨物を輸出できる。
- 問題 24. 国内販売であっても、最終的に貨物が輸出されることが明らかな場合は、適切な社内輸出管理を行うことが重要である。
- 問題 25. 外為法等遵守事項では、子会社及び関連会社の指導は求められていない。

2020年度

安全保障輸出管理実務能力認定試験(第47回)

(STC Associate)試験問題

※問題文中で使用される略称・用語について

外為法	外国為替及び外国貿易法
輸出令	輸出貿易管理令
外為令	外国為替令
貨物等省令	輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令
遵守基準省令	輸出者等遵守基準を定める省令
無償告示	輸出貿易管理令第4条第1項第二号のホ及びへの規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物
少額特例	輸出貿易管理令第4条第1項第四号で規定されている特例
運用通達	輸出貿易管理令の運用について
外為法等遵守事項	「輸出管理内部規定の届出等について」の（別紙1）に記載されている。
輸出令別表第3の地域（グループA）	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国
リスト規制該当貨物（技術）	輸出令別表第1（外為令別表）の1から15までに該当する貨物（技術）をいう。